

特定株主からの 自己株式取得の事例

制度調査部
堀内 勇世

会社法 161 条の事例

【要約】

- 株式会社が特定の株主から自己株式を取得する場合がある。
- その中でも、上場株式を対象とした場合の特例が存在する。会社法 161 条である。
- 会社法 161 条を用いた、特定の株主からの自己株式取得の事例を紹介する。

1. 特定の株主からの自己株式取得（原則）

- 会社法では、株式会社が株主との合意により、特定の株主から自己株式を取得する方法が定められている^(注1)。
- 取締役会を設置する株式会社（種類株式発行会社ではない）の場合、原則として次のような手続きになる。

①株主総会で、次の事項を決議する（会社法 156 条 1 項、160 条 1 項）。

- 一 取得する株式の数
- 二 株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
- 三 株式を取得することができる期間
- 四 特定の者（売主）から取得すること

なお、特別決議が必要となる（会社法 309 条 1 項 2 号）。このとき、原則として、特定の者（売主）は議決権を行使することができない（会社法 160 条 4 項）。

②上記①の総会決議にあたって、他の株主には、会社に対して、特定の者（売主）に自己をも加えたものに議案を変更するように請求する機会が与えられる（会社法 160 条 3 項、会社法施行規則 29 条）。原則総会の 5 日前まで請求可能とされている。

なお、会社は、原則総会の 2 週間前までに、株主に、上記の請求が可能である旨を通知しなければならない（会社法 160 条 2 項、会社法施行規則 28 条）。

③上記①の総会決議に基づき、取締役会で自己株式の取得を決定する（会社法 157 条）。

④会社は、上記③の決定事項を、①の総会決議により最終的に決まった特定の者（売主）に対して通知する（会社法 158 条、160 条 5 項）。

⑤上記④の通知を受けた株主は、譲渡する株式の数を明らかにして、会社に申し込む（会社法 159 条）。

(注1) 例えば、T・ZONE ホールディングス (8073) の事例が存在する。平成19年〔2007年〕5月29日及び同年7月24日付のプレスリリース（適時開示資料）参照。

2. 会社法 161 条の場合

○上場会社が、上場しているいわゆる普通株を、合意により、特定の株主から取得する場合に、前記1の②の手続き、つまり自己を売主に加えろと会社に請求する機会を与える手続きが、必要ないとされる場合が存在する。

○例えば、会社法 161 条による場合がそれである。参考条文は次のとおりである。

会社法 160 条（特定の株主からの取得）

1 項 …略…

2 項 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時まで、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 項 前項の株主は、第1項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時まで、請求することができる。

4 項・5 項 …略…

会社法 161 条（市場価格のある株式の取得の特則）

前条第2項及び第3項の規定は、取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、適用しない。

○簡単に言えば、会社法 161 条では、上場株式のような市場価格のある株式を自己株式取得する場合で、対価が法務省令により定まる価格以下であるならば、前記1の②の手続き、つまり自己を売主に加えろと会社に請求する機会を与える手続きが、要らないとされている。

○ここでいう法務省令は、会社法施行規則 30 条のことで、次のとおりである。

会社法施行規則 30 条（市場価格を超えない額の対価による自己の株式の取得）

法第161条に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同条に規定する株式の価格とする方法とする。

一号 法第156条第1項の決議の日の前日における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二号 法第156条第1項の決議の日の前日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

○つまり、上場株式であれば、通常、自己株式取得の総会決議の前日の終値が基準となるということである。

○したがって、大雑把に言えば、会社法 161 条の下では、上場株式のような市場価格のある株式を自己株式取得する場合で、対価が自己株式取得の総会決議の前日の終値以下であるならば、前記 1 の②の手続き、つまり自己を売主に加えると会社に請求する機会を与える手続きが、要らないということになる。

3. 会社法 161 条の事例

○上場会社が、会社法 161 条により自己株式取得を行った事例が存在する。

○フジタ（1725）の事例である。

○この事例は、「前事業年度の末日（平成 18 年 3 月 31 日）において、少数特定者持株数比率が 75%を超え、株式会社東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当していることから、株券上場廃止基準への該当理由を解消すること、および必要に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため」^(注 2)、有限会社フジタ・ホールディングスと株式会社 A C リアルエステートから自己株式を取得するというものであった。

（注 2）最近、東証の上場廃止基準などに改正があった。その点については、以下のレポート参照。

- ・「東証の新流動性基準～東証上場制度総合整備プログラム～」（横山淳、2007. 10. 31 作成）
- ・「特設注意市場～東証上場制度総合整備プログラム～」（横山淳、2007. 10. 31 作成）
- ・「東証、上場制度見直しの規則改正を決定～東証上場制度総合整備プログラム～」（横山淳、2007. 9. 26 作成）

○プレスリリース（適時開示資料）としては、以下のものが存在する。

- ・「資本準備金の額の減少および特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」（平成 19 年〔2007 年〕8 月 25 日）
- ・「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」（平成 19 年〔2007 年〕9 月 27 日）

○商事法務から刊行されている「資料版商事法務 No. 272（2006 年 11 月号）」でも、35 ページ以下で特集された次の記事の中で、取り上げられている。

- ・「《トピックス 3》 会社法対応 特定株主からの自己株式取得の事例」